

第三者評価結果

事業所名：株式会社フィールズ

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は保育指針を基に保育理念「保護者、園職員、地域の方々他、皆で見守る優しい環境づくりを大切に、まるでポケットの中のようなぬくもりあふれる温かさと安心感を提供できるよう心がけ地域に根付いた子育て支援を目指していく」、基本方針の「子ども達が一人ひとりの個性に寄り添いながら認め、褒めて考えて、共に成長を喜ぶ」や保育目標に基づいて作成されています。作成にあたっては開園時に法人で作った全体的な計画をベースに園長、主任が中心になり常勤、非常勤職員問わず、先ずクラス単位で保育の状況や子どもの発達状況を捉えて話し合い最終的に園長、主任が確認をして作成しています。年度末に全体会で振り返りをして見直しを行い3月末に法人の役員会を通じて次年度の計画に繋げています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント> 保育室には温湿度計が設置され管理表に毎日記録し管理しています。保育室の換気に配慮し空気清浄機の設置もあり生活環境づくりがなされています。保育室や玩具の消毒はコロナ禍時同様に行い衛生管理に努め、清掃は全職員が関わるように清掃管理表に記録し、手洗い場やトイレは特に衛生面に気を付け清掃を行っています。午睡用の布団は簡易ベッドを使用し週末のシーツ持ち帰り後に消毒を行っています。保育室や廊下は木目調で明るく温かみのあるデザインとなっています。子ども達がくつろいだり落ち着いて過ごせるコーナー作りは構造的限られた保育空間であるため現状の保育環境での工夫が課題となっています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 入園時の保護者との面接を通じて個々の発達の状態や個人差を把握しています。一人ひとりの子どもを受容する保育は全職員が行っていただけるよう常勤、非常勤に関らずカリキュラム会議の中で議題にして子どもへの接し方に生かしています。自分の気持ちを上手く表現できない子どもへの接し方も職員間で話し合い、子どもに寄り添い視線を合わせて話すことを心がけています。不安定になり泣いてしまう子どもは一旦クラスから外れ落ち着ける場所として現状では事務室で落ち着くまで過ごす事もあります。子どもへの接し方では分かりやすい言葉づかいを心掛けています。生活の中でせかす言葉や制止する言葉は不必要に使わないように職員間で心掛けています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	b
<p><コメント> 生活習慣を身につけることは個々の子どもの発達に大きく左右するので発達段階をベースに子どもが自分でやろうとする気持ちを第一に捉え大切にしています。併せて家庭との連携を大切に、保護者とのやり取りの中で家庭でも子どもがやろうとする気持ちが出てきたら園でも働きかけるなど、個々に対応しています。さりげなく介助しながら出来た時には「出来たね」と声を掛け、褒めて徐々に取り組めるように援助しています。又基本的な生活習慣を身につける大切さについては年齢に応じて手洗い指導や着脱の仕方等の集会やクラスでの取り組み、絵本や目で見て分かるカード、歌等の保育方法で子どもに分かりやすく理解できる活動も行っています。家庭との連携の一つとして看護師の発行する写真入りの分かりやすい説明が入った保健便りでも働きかけています。今後も家庭と連携しながら無理なく進められるよう期待します。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p><コメント> 子どもが主体的に生活と遊びが出来るように全体的な計画を基に取り組んでいます。クラスごとにも子どもが主体的に伸び伸びと遊びが出来ることを意識した保育の環境作りを心掛けています。伸び伸び遊べるように晴れていれば戸外遊びの時間を多く持ち、体を動かして遊んでいます。園近くに公園が幾つかあり自然に触れ合う事も多くでき、行き帰りの中で地域の人と挨拶を交わす場面もあります。保育室では自由遊びが落ち着いて出来る様に机で区切りをつけ各コーナーを作って遊んでいます。「遊んだ後はお片付け！」と片付けを大事にして遊びのルールを身に付けていけるよう配慮しています。月1回外部講師によるダンス遊びや月2回の学研教室も行い遊びの充実を図っています。今後も子ども同士のやり取りをして協同して遊べる活動も大切に環境作りをして生活や遊びを豊かにする保育を期待します。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 6名の定員(現在4名)で保育が行われており子どもが安心して過ごせるよう子どもへの声掛けや保育士とのアタッチメント(情緒の安定)がとれるよう応答的な関わりを何より大切にしています。コロナ禍でマスクを着用していたので子どもへ接する中で目のまなざしを大切に気持ち伝わる様意識して関わるようにしていました。月齢の低い子どもが入所しているので安心して睡眠が十分出来るように保育室内の環境の工夫や配慮が望まれています。月齢に合わせた玩具が用意され子どもの取れる位置に蓋つきで収納されているので自由に玩具を取り出せる環境作りが今後期待されます。保育室だけでなくハイハイが十分に出来るよう廊下も活用して遊ぶ等工夫が見られます。保護者と毎日家庭連絡帳で就寝時間、朝食の様子、排便、体調などを確認して園での1日の様子を伝え合い、送迎時は直接言葉を介してのやり取りも大切にして連携を取っています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 自分でしようとする気持ちが出てくる年齢のため、その気持ちを大切に一人ひとりの子どもが主体的に活動できるように配慮して関わるようにしています。保育士は子どもの気持ちを汲みとり、場面によりさりげない援助もして一緒に遊ぶ事を多く持ち大切にしています。子どもの自我の育ちが盛んになるので友だちと玩具の取り合い等が見られ、安全を見守りながらトラブルが生じた時は子どもの気持ちを代弁し仲立ちをしています。特に合同保育時はトラブルになる場面が増えるので保育形態を考え保育を行っています。探索活動を楽しんで行う年齢ですが園舎内では十分行える環境整備が出来ず散歩先の公園で保育士と一緒に活動を楽しんでいます。日々の保護者とのやり取りは家庭連絡帳や送迎時を中心に子どもの様子を伝え合い連携を図っています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 3歳児はプラレール、トミカ、パズルやままごと遊びが好きで保育士も子どもの中に入って遊ぶ場面を多くもち、興味、関心のある活動に取り組めるように関わっています。4歳児はぬり絵やブロック、粘土、プラレール遊びが人気ですが一つの遊びを友だちと楽しみながら会話をしながら遊ぶ姿が多くあります。5歳児の自由遊びでは折り紙、双六、オセロ、伝承ゲーム、コマ遊び等が人気です。クラスの活動では一つの遊びを協力して遊ぶ姿が多く見られます。4、5歳児の保育室はパーテーションで仕切られていますが散歩、クッキング保育、合奏や合唱、ダンス、水やり当番等の合同保育活動も多く行っています。外部講師による月1回のダンス教室、就学に向けて月2回の学研教室も行っています。各年齢の発達に沿って個々の遊びや集団活動の場、個々の知識を得る場等の環境作りを更に行い、保育の内容や方法の工夫など配慮されていく事が期待されます。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 障害のある子どもを受け入れるにあたって建物や設備などで特に特化した環境整備はされていませんが、園舎内では落ち着ける場所等の工夫はしています。子どもの発達や状態に配慮した個別の保育指導計画を作成してクラスの指導計画に併せて活動内容により極力子ども同士の関わりが持てるように配慮しています。関連機関である療育センターとは基本年1回定期的に巡回訪問があり、保育士は関わり方等の助言を受けています。保護者とは個人面談を設け家庭の様子や園での様子を伝え合い関わり方の確認をして連携を密にしています。保育士はキャリアアップ研修で障がい児保育研修を受け知識や情報を学んでいます。他の保護者には障がい児保育の情報は特に伝えていませんが区の情報誌の中に障がい児保育実施園である事は情報提供されています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 子どもの在園時間はそれぞれ違うため、その時々に合わせて保育形態で保育を行っています。朝の延長保育は全クラス一緒の合同保育を行い、午前8時から各クラスに分かれクラス別保育を行っています。夕方の延長保育ははじめ乳幼児別々の合同保育で午後6時から全クラス一緒の合同保育を行っています。延長保育児数は多く、全体の3割程の園児数ということもあり、乳児、幼児のコーナーを作る等工夫して安全に配慮して保育を行っています。延長時は子どもが不安にならないように家庭的でゆったり過ごせるように心掛けていますがまだ十分とはいかない場面もあります。延長保育室では絵本の読み合わせや各年齢の子どもが遊べるように玩具を用意しています。乳児の口に入ってしまうような小さい玩具は使わない等安全に配慮して延長時の対応を行っています。遅番職員は一日の子どもの様子や連絡事項はICT端末で申し送りしていますが引継ぎノートでも保護者にクラスからの伝言を伝えています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 「全体的な計画」に横浜市のアプローチカリキュラム（接続期の計画）に沿って、園では就学前（到達点）の保育計画欄が設けられ、月案指導計画に下ろして就学に向けての保育を行っています。その中で時間、数量、文字等への関心を取り入れた指導計画、外部講師による月2回の学研教室と月1回のダンス教室や食育活動を意識した生活の取り組みもあります。年明けから就学に向けて午睡も徐々になくしています。小学校との連携は自治体主催の幼保小連携において学校と打ち合わせを行い年2回近隣小学校を訪問して小学生と触れ合う交流の機会が設けていました。コロナ禍で中止となっていました。今年度から再開の見通しがあります。保護者に対しては個人面談、懇談会を通じて保育方針を伝え不安なく見通しを持っていくように配慮しています。年度末には施設長の責任の下担任は保育所保育要録を作成し、園長の確認後小学校へ送付しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもの健康管理は毎日の健康観察をはじめ月1回の身体測定、年2回の健康診断と歯科健診、3～5歳児の尿検査、3歳児の視聴覚検査を行い健康管理台帳に記録しています。台帳の中には入園面接時入園までの家庭での健康状況や予防接種の確認を行っています。子どもの体調悪化や怪我等が生じた時は保護者に連絡を取り38度以上の発熱の場合は迎えを依頼しています。けがの場合は保護者に事故が起こった状況や対処方法の説明を行いケガ事故報告書に記載し職員で検討会を開き再発防止に努めています。看護師による月1回保健便りの発行、歯磨き指導や手洗い指導を行い保健活動も活発に行われています。乳幼児突然死症候群（SIDS）を防ぐため0歳児は5分毎、1歳児は10分毎、2歳児は15分毎に呼吸の確認を行う取り組みをしています。乳幼児突然死症候群に関しての職員向けの横浜市からの通知文があり知識を得ています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 健康診断、歯科健診、尿検査、視聴覚検査、身体測定の結果は健康管理台帳に直ぐに記録され職員間で共有しています。併せて健診結果はその日のうちに保護者に伝え、特に受診が必要な場合は直接口頭で伝え個別対応しています。身体測定の結果はカウプ指数に表し年2回計算も行い発達状況の推移を見守り子どもの状態により健康診断時の参考にする場合もあります。健康診断、歯科健診の結果が保育に生かせるよう健康管理の大切さや歯磨きの大切さ、磨き方、手洗いの仕方等看護師がリーダーとなり子どもに分かりやすいように集会を開き保育に反映しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 「アレルギー対応マニュアル」を基に入園時の面接の際丁寧な聞き取りを行いアレルギーの対応方法を保護者と確認する体制が出来ています。食事の提供について毎月保護者とアレルギー児用献立の確認を行った後提供の際は調理工程、配膳、受け渡し、個別テーブルへの配膳、介助の工程をダブルチェックしています。又食器やトレイは別色になっており色彩的にも分かりやすくなっています。保護者とは不定期ですが面談を行い連携を取っています。アレルギーや慢性疾患においては自治体からも必要な知識や情報提供が多々あります。又職員は内部研修として看護師によるアレルギー対応研修を受講しています。保育士は他の子どもにアレルギー疾患についての話もしており、特に問題もおきていません。区のホームページにアレルギー対応についての取り組みの記述もあります。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>年間食育計画がありそれに基づいて保育の計画に組み込んでいます。その中で乳児組は栄養士や調理員が出向き喫食状況の様子を見回ししています。幼児組は喫食だけでなく子どもが食に関心が持てるようにクッキング保育、リクエストメニューや屋上でプランターを使って野菜作り、給食室の様子をみたり、とうもろこしの皮むき等行っています。子どもは食事前に量の調整を子ども自ら行い、量の加減が出来るようにしお替りも用意しています。こうして子ども自ら食べようとする意欲をもてるような援助をしています。食器は磁気食器を使いより安全性が高いもので提供しています。家庭との連携は月1回の献立表（給食だより）の発行や展示食、レシピ配布等の取り組みをして園の給食への理解に繋げています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p><コメント></p> <p>園児一人ひとりの喫食状況は担任が把握しており毎月1回給食会議の中で栄養士、調理員とクラスが献立や調理の仕方等の話し合いを行っています。給食日誌には残食量、検食確認の記録があり給食会議での検討資料として活用し、献立表作成にも生かしています。園は2週間1サイクルの献立のため、1回目の給食提供での喫食状況を見て2回目に少し味付けを調整する等の工夫をしています。このような方法で喫食量が増えたこともあります。週3回調理員、栄養士は各クラスを巡回し子どもの喫食の様子を確認しています。衛生管理の記録は給食日誌に記録されています。献立表は法人共通にしたため行事食の日程調整がまだ上手く出来ず回数が減っている状況です。提供方法の工夫により、以前の様に充実した行事食の提供が期待されます。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>登降園時の挨拶や声かけを職員から積極的に行うなど保護者とのコミュニケーションを大切にしています。お迎えの際は子どもの様子やちょっとしたエピソード等一言添え、直接顔を合わせてのやり取りを大切にしています。連絡帳を活用し乳児は特に健康管理面を中心に伝え合う事で子どもの成長を共有しています。懇談会で園の保育方針やクラス目標や年間行事予定等を説明しています。個人面談は保護者からの希望を含め必要に応じて行っています。保育参加は決められた期間の中で園と調整して年1回行い子どもの日常生活の様子を見てもらっています。運動会、12月のお楽しみ会は子どもの成長を見てもらう機会としています。子どもの成長の様子や家庭の様子等保護者との情報交換の内容は必要に応じて児童票に記録しています。この様に子どもの生活に関しては保護者と連携をとっていますが今後園に対する意見や理解を得る機会としてアンケート実施等が進められることが期待されます。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者が安心して子育てが出来るように送り迎えの時間にちょっとしたエピソードを話すようにしています。連絡帳を通じて情報交換をしてコミュニケーションを図るようにしています。家庭での育児方法等保護者からの相談にも応じ面談内容は記録にとり継続性をもてるようにしています。相談は育児に関する事だけでなく就労に関する事や家庭の事情に関することもあり主任、園長が受ける体制が来ています。内容は職員ノートに書き相談内容により会議で検討を行う事もあります。この様に保護者が一人で抱え込まない様、安心して子育てができるよう育児支援を行っています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>「虐待対応マニュアル」を基に日々の保育の中で子どもの心理面に配慮して異変を見逃さないように子どもの言葉や様子から養育状況について把握に努めています。要保護対象児童は子どもの日々の様子を観察し気になる状態が生じた時はカリキュラム会議で対応方法を検討、児童相談所に連絡し対応方法等をやり取りをする体制は来ています。観察状況は要保護対象児童カンファレンス議事録に記録するよう手順を決めています。子どもだけでなく保護者の養育態度や様子にも配慮して対応しています。子どもを守る唯一の組織としての心構えを常に持ち保育を行っています。今後横浜市の研修受講や園内研修を行い要保護児童の理解に繋げていかれるよう期待します。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>保育士は毎日の保育実践の振り返りは保育日誌の自己評価欄に記録しています。勤務全体の自己評価は「職員自己評価表」があり、新年度事毎に目標設定を掲げそれに基づいて毎月の自己評価をします。毎月の自己評価を行う事でその都度の振り返りになっています。そして上期、下期の総合自己評価を行いその後園長は一人ひとり職員と面談を行いフィードバックし評価を行っています。定期的に行う自己評価だけでなく園長は職員の状況に応じて常時相談に応じていく体制をとっています。この様にして自己評価や助言、アドバイスにより職員の働く意欲や成長が保育の質の向上につながっていると考えています。個々の自己評価を園全体の自己評価に繋げ第三者評価の受審にもなっています。</p>	